

(証券コード 5237)
2020年6月10日

株 主 各 位

神戸市中央区浪花町15番地
株式会社 ノザワ
代表取締役社長 野澤俊也

第160回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第160回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区下山手通4丁目15番3号
兵庫県農業共済会館 4階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第160期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第160期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染予防の観点から、議決権行使書のご返送により議決権を行使いただき、**ご来場の自粛をご検討いただけますようお願い申し上げます。**
※ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nozawa-kobe.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな景気回復基調にあったものの、米中貿易摩擦の長期化、英国のEU離脱等の問題に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、足元では不透明感が一層強まる状況で推移いたしました。建築材料業界におきましては、技能工不足は過去に例を見ないレベルまで高まり、深刻なリスク要因として建設投資への影響が懸念されるなど、予断を許さない状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、「やすらぎと安心の創造」のコーポレートメッセージのもと、環境負荷低減と施工現場省力化を実現し、社会に貢献する商品の拡充を目指してまいりました。

発売以来ご好評を得ている当社オリジナルの業界初の省力化工法「アスロックLS工法」に、従来では対応できなかった高層建物への仕様を加え、2019年10月に発売いたしました。高耐力クリップ「HZクリップ」を連結する技術を開発することで建物高さ31m以上の高層建物にも「LS工法」が適用可能となり、中低層から高層建物まで幅広く「LS工法」をご採用いただけます。

また、施工現場の作業効率化に寄与する「アスロック無溶接工法」を2020年1月より発売いたしました。従来の工法ではパネル留付けクリップを溶接で固定していましたが、ワンタッチで簡単に取り付けられる「NR金具」を使用することで、アスロックの健全な留付状態を維持しながら溶接工程を省略することができる工法を開発、溶接資格保有者不足への対応と施工効率化に貢献いたします。

生産部門では、2019年5月10日に当社埼玉工場で火災事故が発生しましたが、迅速な復旧に努め、被災設備を含めた本格稼働を7月7日に開始、「アスロック」の供給能力は火災前の状態に戻っております。

販売部門では、当火災事故の影響等により、「アスロック」販売は前年を下回る状況で推移しました。

管理部門では、システム構築・改善による業務効率化、資材調達の安定化に努めました。

海外事業では、中国国内の景気減速に伴う建築計画の延期・中止等の影響を受け、中国における「アスロック」販売は厳しい状況で推移しました。

マインケミカル事業では、ミネラル肥料「マインマグ」の販売が北海道から東日本・中日本にかけて広く伸びたことから、「マインマグ」売上高は過去最高を更新いたしました。特に北海道では、暖冬傾向が続いたなかでも、融雪資材と肥料の撒布を省力化できる融雪兼用肥料「マインマグCb」の販売が伸長し、その融雪機能と省力性を評価いただいております。また、「マインマグ」の製造拠点であるフラノ事業所のひまわり畑を、本年度も地元の山部商工会様のご協力を得て整備しました。満開となる8月上旬には3,000㎡一面にひまわりが咲き揃い、前年を上回る来園者の皆様に観賞いただきました。

これらの結果、品種別売上高については、主力の押出成形セメント板「アスロック」は126億49百万円（前期比13.2%減少）、住宅用高遮音床材は17億16百万円（前期比1.7%減少）、住宅用軽量外壁材は26億65百万円（前期比11.0%増加）となり、押出成形セメント製品合計では170億30百万円（前期比9.0%減少）に、耐火被覆等は12億71百万円（前期比7.0%減少）、スレート関連は8億17百万円（前期比6.7%減少）となったこと等から、当連結会計年度の売上高は224億86百万円（前期比7.7%減少）となりました。

利益面については、これら売上高の減少に加え、前年より続く物流費等の高騰、人件費の増加等により、営業利益は12億1百万円（前期比48.4%減少）、経常利益は12億15百万円（前期比47.4%減少）となりました。また、当期は火災に関連する特別利益、特別損失を計上したこと等から、親会社株主に帰属する当期純利益については8億54百万円（前期は8億92百万円の親会社株主に帰属する当期純損失。前期比17億46百万円の増加）となりました。

部門別の状況は次のとおりであります。

- (1) 押出成形セメント製品部門（アスロック、住宅用高遮音床材、住宅用軽量外壁材）
アスロックは当社埼玉工場での火災事故の影響等により売上高126億49百万円（前期比13.2%減少）となりました。住宅用高遮音床材は売上高17億16百万円（前期比1.7%減少）に、住宅用軽量外壁材については売上高26億65百万円（前期比11.0%増加）となりました。その結果、当部門の売上高は170億30百万円（前期比9.0%減少）となりました。
- (2) スレート部門
住宅設備市場での競争の激化等により当部門の売上高は8億17百万円（前期比6.7%減少）となりました。
- (3) その他の部門
耐火被覆等工事が減少したこと等から、当部門の売上高は45億94百万円（前期比3.0%減少）となりました。

(注) 当事業年度より従来「アスロック」と表示していたものを「アスロック」と「住宅用高遮音床材」に分けて表示しております。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、埼玉工場の火災に係る設備の現状復旧及び埼玉工場、播州工場の「アスロック」の製造設備の更新等を実施し、総額10億44百万円となりました。

3. 資金調達の状況

資金調達の安定化、資金効率・金融収支の改善を目的として、取引金融機関と総額20億円のコミットメントライン（特定融資枠）契約を締結いたしておりますが、当連結会計年度末の金融機関よりの借入金はありません。

4. 対処すべき課題

わが国経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症による影響は先が見えず、国内外経済の停滞は長期化の様相を呈しており、厳しい状況が続くと見込まれます。建築材料業界におきましても、現時点で新型コロナウイルス感染症の収束時期を見通すことは困難であり、2021年3月期にわたり、建設工事の中断・延期の断続的な発生や、経済活動の停滞に伴う建設計画の中止等により当社製品の販売に影響が懸念されるなど、予断を許さない状況が続くものと予想されます。

このような状況のなか、当社は質・量ともに製品の安定供給を最重要課題として取り組み、「やすらぎと安心」を提供する企業を目指してまいります。

本年3月、当社は品質保証機能の強化を目的として、「品質保証部」を「品質保証本部」に格上げしました。原料受入から施工、ひいては建物解体まで一気通貫の品質保証を実施し、お客様の信頼向上に努めます。また、品質保証本部内に設置しているリスク対策部では、新型コロナウイルス感染症の拡大により不透明さを増す経営環境下において、従業員の安全確保、生産供給体制の維持や原材料等資材の安定調達などへの準備等、事業継続の対策を講じてまいります。

販売部門では、新型コロナウイルスの影響により市場の縮小が懸念されるなかであっても、「アスロック」受注のための提案営業及び商談管理を継続し、受注率の向上・高付加価値商品受注増につなげ、「アスロック」販売の維持拡大を図ってまいります。ボードにつきましては、生産部門・開発部門と連携して、内装・土木をはじめとした各市場において既存用途にとられない新規用途を提案し、受注拡大につなげてまいります。

生産部門では、NNPS（ノザワ・ニュー・プロダクション・システム）改善活動により、生産工場のあるべき姿である「あらゆるムダを排除し、生産効率を上げ、高品質の製品を常時出荷できる工場」を目指し、体制を構築してまいります。

開発部門では、性能・機能・コストなどお客様のニーズに合わせた商品の開発を通じて他社との差別化を推進し、販売の新たな武器となる新商品の定期的な市場投入に取り組んでまいります。

管理部門では、システム化による業務効率向上及びコスト削減の推進、問題発見解決型の人財育成を実行し、経営基盤の維持強化を図ってまいります。

海外事業では、経済成長が鈍化している中国において、「アスロック」販売は厳しい状況で推移すると見込まれますが、これまで着実に実績を増やしてきた中国大都市圏の施主・設計院へのPRを更に強固に推し進め、販売の維持拡大に努めてまいります。

マイケミカル事業では、「マインマグ」をご使用いただいていない農家様への新規開拓を進めるとともに、既存のお客様に対して、より多くの作物で「マインマグ」をご使用いただけるよう、作物ごとの「マインマグ」の効果をPRし、更なる増販を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況

区 分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (当連結会計年度)
売 上 高	千円 23,118,055	千円 22,213,232	千円 24,372,854	千円 22,486,954
経 常 利 益	千円 3,269,883	千円 2,716,630	千円 2,313,459	千円 1,215,871
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は当期純損失(△)	千円 2,249,476	千円 1,881,022	千円 △892,086	千円 854,777
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	197円24銭	164円95銭	△78円23銭	74円96銭
総 資 産	千円 24,683,357	千円 26,373,651	千円 27,495,829	千円 25,628,250
純 資 産	千円 15,454,534	千円 16,943,334	千円 15,423,862	千円 15,921,263

- (注) 1. 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
3. 2016年度の1株当たり当期純利益については、2016年10月1日付で普通株式について2株を1株の割合で株式併合を行っております。2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を2018年度の期首から適用しており、2017年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

- (1) 重要な親会社の状況
該当事項はありません。
- (2) 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社ノザワ商事	神戸市中央区	百万円 50	% 100	建設資材販売及び一般建設業
株式会社ノザワトレーディング	神戸市中央区	10	100	損害保険代理業及び生命保険募集業
野澤貿易(上海)有限公司	中国上海市	28	100	建築資材の販売と輸出入
野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司	中国遼寧省瀋陽市	1,000	51	建築材料の生産と販売

(注) 出資比率は、間接保有割合を含んでおります。

7. 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、押出成形セメント製品（アスロック・住宅用軽量外壁材）、スレート、不燃混和材、耐火被覆材（コーベックス）等の製造・販売・施工及び石綿除去工事並びに建設資材販売、肥料の製造・販売、一般建設業、損害保険代理業、生命保険募集業を行っております。

8. 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

(1) 当社

株式会社ノザワ

本社 神戸市中央区浪花町15番地
支店 札幌（札幌市） 仙台（仙台市）
東京（東京都中央区）
名古屋（名古屋市） 関西（神戸市）
広島（広島市） 九州（福岡市）
工場 埼玉（埼玉県吉見町）
播州（兵庫県播磨町）
高砂（兵庫県高砂市）
フラノ（北海道富良野市）
技術研究所 埼玉県深谷市

(2) 子会社

株式会社ノザワ商事

本社 神戸市中央区浪花町15番地
支店 仙台（仙台市）
東京（東京都中央区）
関西（神戸市）

株式会社ノザワトレーディング

本社 神戸市中央区浪花町15番地

野澤貿易(上海)有限公司

本社 中国上海市

野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司

本社 中国遼寧省瀋陽市

9. 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	(前期末比増減)
377名	(18名増)

(注) なお、従業員の中には臨時従業員147名（前期144名）は含んでおりません。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
336名	(21名増)	42.9歳	19.1年

(注) 年齢、勤続年数とも、小数点第2位以下を四捨五入して表示しております。
なお、従業員の中には臨時従業員141名（前期138名）は含んでおりません。

10. 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

II. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 30,000,000株
2. 発行済株式の総数 12,075,000株 (自己株式672,053株を含む)
3. 株主数 3,142名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	567千株	4.97%
神 栄 株 式 会 社	486	4.26
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	436	3.82
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	398	3.49
C B C 株 式 会 社	301	2.64
日 工 株 式 会 社	284	2.49
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 株 式 会 社	262	2.30
株 式 会 社 ト ク ヤ マ	262	2.30
ノ ザ ワ 取 引 先 持 株 会	253	2.22
ノ ザ ワ 従 業 員 持 株 会	247	2.16

- (注) 1. 持株数は千株未満の端数を、持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は自己株式(672,053株)を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 3. 持株比率は、自己株式数を控除して計算しております。

III. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	野 澤 俊 也	
常 務 取 締 役	坂 本 茂 紀	品質保証本部長 兼製品保証部長 兼マインケミカル事業部管掌 兼(株)ノザワ商事取締役
常 務 取 締 役	三 浦 竜 一	技術本部長
取 締 役	佐々木 三七司	生産担当
取 締 役	肥 後 竜 也	海外事業部担当 兼営業推進室長 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司董事長
取 締 役	松 村 正 昭	埼玉工場長 兼NNPS推進室長
取 締 役	西 岡 誠 司	管理本部長 兼総務部長 兼(株)ノザワ商事監査役 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司監事
取 締 役	濱 本 康 二	技術本部副本部長 兼研究開発統括 兼技術研究所長 兼製品保証部性能確認室長
取 締 役	米 田 剛	販売本部長 兼野澤貿易(上海)有限公司董事
取 締 役	羽 尾 良 三	弁護士 垂水ゴルフ(株)監査役 (株)新井組社外監査役 明貨トラック(株)監査役
取 締 役	小 鹿 彦 太 ※	
常 勤 監 査 役	松 永 豊	(株)ノザワ商事監査役
監 査 役	吉 田 眞 明	税理士
監 査 役	檀 上 秀 逸	公認会計士 川上塗料(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役羽尾良三氏、小鹿彦太氏は、社外取締役であります。
取締役小鹿彦太氏は、2019年6月28日付で神戸土地建物(株)代表取締役社長を退任いたしました。
2. 監査役吉田眞明氏、檀上秀逸氏は、社外監査役であります。

3. 常勤監査役松永豊氏は、多年にわたり当社の管理本部担当取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 監査役吉田眞明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 監査役檀上秀逸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、羽尾良三氏、小鹿彦太氏及び吉田眞明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 上記※の小鹿彦太氏は、2019年6月27日開催の第159回定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。
6. 当事業年度中に退任した取締役
 取締役 犬賀一志 2019年6月27日任期満了により退任
7. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動
 2019年4月1日付

氏名	変更前	変更後
三浦竜一	常務取締役 技術本部長 兼品質保証室長	常務取締役 技術本部長
肥後竜也	取締役 海外事業部担当 兼営業推進室長 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司董事長	取締役 特別リスク対策部管掌 兼海外事業部担当 兼営業推進室長 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司董事長
西岡誠司	取締役 管理本部長 兼(株)ノゾワ商事監査役 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司監事	取締役 管理本部長 兼品質保証部長 兼(株)ノゾワ商事監査役 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司監事
濱本康二	取締役 技術本部副本部長 兼研究開発統括 兼技術研究所長 兼生産技術部長 兼環境推進室長 兼ISO推進室長	取締役 技術本部副本部長 兼研究開発統括 兼技術研究所長 兼品質保証部性能確認室長
米田剛	取締役 販売本部副本部長 兼関西支店長 兼野澤貿易(上海)有限公司董事	取締役 販売本部副本部長 兼建設商品部長 兼野澤貿易(上海)有限公司董事

2020年3月1日付

氏名	変更前	変更後
坂本茂紀	常務取締役 販売本部長 兼(株)ノゾワ商事取締役	常務取締役 品質保証本部長 兼製品保証部長 兼マインケミカル事業部管掌 兼(株)ノゾワ商事取締役
肥後竜也	取締役 特別リスク対策部管掌 兼海外事業部担当 兼営業推進室長 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司董事長	取締役 海外事業部担当 兼営業推進室長 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司董事長
西岡誠司	取締役 管理本部長 兼品質保証部長 兼(株)ノゾワ商事監査役 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司監事	取締役 管理本部長 兼総務部長 兼(株)ノゾワ商事監査役 兼野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司監事
濱本康二	取締役 技術本部副本部長 兼研究開発統括 兼技術研究所長 兼品質保証部性能確認室長	取締役 技術本部副本部長 兼研究開発統括 兼技術研究所長 兼製品保証部性能確認室長
米田剛	取締役 販売本部副本部長 兼建設商品部長 兼野澤貿易(上海)有限公司董事	取締役 販売本部長 兼野澤貿易(上海)有限公司董事

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 12名 161,077千円（うち社外取締役 3名 8,000千円）
 監査役 3名 17,975千円（うち社外監査役 2名 7,400千円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記の取締役の支給人員には、2019年6月27日開催の第159回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。

3. 社外役員に関する事項

- (1) 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係
 社外取締役羽尾良三氏の兼職先である垂水ゴルフ(株)、(株)新井組、明貨トラック(株)とは特別な関係はありません。
 社外監査役檀上秀逸氏の兼職先である川上塗料(株)とは特別な関係はありません。
- (2) 当事業年度における主な活動の状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	羽尾 良三	当事業年度の取締役会には、15回中15回出席しました。主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外取締役	小鹿 彦太	2019年6月27日就任以降の取締役会には、11回中11回出席しました。主に金融機関での長年の経験から幅広い視点での発言を行っております。
社外監査役	吉田 眞明	当事業年度に開催された取締役会には、15回中15回、また監査役会には18回中18回出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	檀上 秀逸	当事業年度に開催された取締役会には、15回中14回、また監査役会には18回中18回出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役羽尾良三氏、同小鹿彦太氏、及び、監査役松永豊氏、同吉田眞明氏、同檀上秀逸氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

V. 会計監査人の状況

1. 名称 E Y新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬額	25,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役からの報告を通じて、監査内容、監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬額の見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

VI. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業行動指針をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を定め、法令・定款及び社会規範を遵守した行動規範とする。
- ② コンプライアンス推進委員会を所管するコンプライアンス担当取締役は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。コンプライアンス担当取締役を委員長とする社内倫理委員会において、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会へ報告し是正を図る。
- ③ 取締役及び監査役が当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに社内倫理委員会事務局に報告するものとする。使用人がコンプライアンス上問題ある行為等について発見した場合には、コンプライアンス・ホットラインを通じて直接情報提供を行う。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する文書管理規程を定める。
- ② 取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存する。取締役及び監査役は、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- ② 不測の事態が発生した場合には、担当取締役は社長に報告し対策本部を設け迅速に対応する。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、定時取締役会を月1回、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催する。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に社長及び本部長を委嘱された取締役で構成する本部長会を経て、取締役会で審議・承認を行うものとする。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務運営規則に、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めるものとする。

(5) 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び当社グループにおける内部統制の構築を目指し、当社にグループ全体の内部統制に関する部署を設け、当社及び当社グループ間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
- ② 当社取締役及び当社グループの社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
- ③ 監査室は、当社及び当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社取締役及び監査役、当社グループの社長に報告する。監査室は必要に応じて、内部統制の改善策を指導、実施の支援・助言を行う。
- ④ 当社は、子会社の管理責任を明確にするため、子会社毎に担当役員を定める。子会社の役員は、定期的に当社の担当役員へ、業績・その他重要な情報を報告する。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社及び当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を報告する。監査役は、必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- ② 当社は、上記の報告及び上記 1. (1)③の情報提供を行った役員・使用人に対し、いかなる不利益な取り扱いも行わない。

(9) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、顧問弁護士及び監査契約を締結した監査法人の公認会計士より、監査業務に関する助言を受けることができる。
- ② 監査役は、社長・取締役と定期的に意見交換を行う。

(10) **監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

取締役の職務の執行については、取締役会を年15回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行いました。

コンプライアンス体制については、コンプライアンス体制に係る規程の運用を図るとともに、コンプライアンス意識の向上を目的として社内研修を実施しました。

リスク管理体制については、リスク管理規程の運用を図り、情報セキュリティポリシーの改定等、必要に応じて対応を実施しました。

内部監査については、当社及びグループ会社を対象に業務の遂行状況、内部統制システムの運用状況や会計に関する監査を実施し、必要に応じて改善策を講じました。

監査役の監査体制については、監査役会を年18回開催し、監査方針・監査計画の決定、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの運用状況を確認しました。

監査役は監査室(監査役の職務を補助すべき使用人1名)と監査計画策定、内部監査での問題点に関する意見交換を随時行い、主な事業所などについては実地監査を行いました。また、社外取締役及び会計監査人とは定期的に情報共有を行いました。

3. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社の中長期的な経営基本戦略等当社の目標としております企業像は下記のとおりです。

1. 建設部材、システム分野での開発型企業を目指し、建築・住宅・土木の3市場での安定的な商品供給による強固な経営基盤を持つ企業
2. 技術力を背景とした差別化（品質・納期・コストの絶対的優位性）を推進するオンリーワン企業
3. 環境保全を主眼においた次世代の事業を模索し、人々にやすらぎと安心を提供し、社会への貢献を企業の発展と考える企業

これらを実現するため、「安全第一・法令遵守・人権尊重・環境保全」の基本原則を大前提に、当社の経営の2本柱である中長期計画、NNPS（ノザワ・ニュー・プロダクション・システム）改善活動を着実に実行することによって、当社のもつ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を継続、発展させ、当社及び当社グループ会社の企業価値及び株主共同の利益の向上に繋がれるものと考えております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2008年6月27日開催の定時株主総会において、買収防衛策の導入根拠、手続き等を定めた定款変更議案及び変更された定款に基づき当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の導入について株主の皆様のご承認をいただき、また2017年6月29日開催の定時株主総会において本プランの継続についてご承認をいただき、現在に至っております。

本プランは、当社株式に対する買付が行われた際、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランにおきましては、(i)当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付、または(ii)当社が発行者である株式等について、公開買付に係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付またはこれらに類似する行為（以下「買付等」と総称します。）を対象とします。

当社の株式等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案等が、経営陣から独立した者より構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置を発動すべき旨、または株主の意思を確認すべき旨を勧告します。当社取締役会は、この勧告または株主意思確認総会若しくは書面投票の決定に基づき、原則として新株予約権の無償割当ての実施を決議し、別途定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権2個を上限として別途定める割合で、新株予約権を無償で割当てます。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(4) 上記取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記(2)に記載した基本方針の実現に資する特別な取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資する具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に資するものであり、また、当社の経営陣の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、上記(3)に記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断または株主意思の確認を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が3年間と定められたうえ、株主総会または取締役会でいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の経営陣の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 本プランは本株主総会の終結の時をもって有効期限が満了することから、2020年5月28日開催の取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランを継続することを決定いたしました。詳細につきましては、本株主総会招集ご通知にかかる株主総会参考書類第3号議案(45頁から68頁)をご覧ください。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(11,521,672)	流動負債	(5,524,430)
現金及び預金	4,786,404	支払手形及び買掛金	3,483,167
受取手形及び売掛金	4,659,528	リース債務	7,456
商品及び製品	718,158	未払法人税等	110,732
仕掛品	9,289	賞与引当金	260,000
原材料及び貯蔵品	145,742	製品補償引当金	85,750
未成工事支出金	227,425	火災関連損失引当金	331,786
その他の他	979,295	その他	1,245,538
貸倒引当金	△4,172	固定負債	(4,182,556)
固定資産	(14,106,577)	長期借入金	245,000
(有形固定資産)	(10,448,587)	リース債務	12,704
建物及び構築物	2,080,934	再評価に係る繰延税金負債	1,466,739
機械装置及び運搬具	1,535,825	退職給付に係る負債	2,008,626
土地	6,473,480	訴訟損失引当金	56,500
リース資産	18,990	資産除去債務	13,886
建設仮勘定	59,703	その他	379,099
その他	279,651	負債合計	9,706,987
(無形固定資産)	(16,915)	(純資産の部)	
電話加入権	8,359	株主資本	(12,137,105)
ソフトウェア	8,240	資本金	2,449,000
その他	315	資本剰余金	1,470,572
(投資その他の資産)	(3,641,074)	利益剰余金	8,477,837
投資有価証券	2,107,626	自己株式	△260,303
繰延税金資産	934,225	その他の包括利益累計額	(3,784,157)
その他	686,600	その他有価証券評価差額金	490,085
貸倒引当金	△87,378	土地再評価差額金	3,142,030
資産合計	25,628,250	為替換算調整勘定	278,395
		退職給付に係る調整累計額	△126,353
		純資産合計	15,921,263
		負債純資産合計	25,628,250

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

その他の注記事項は、連結注記表に記載しております。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		22,486,954
売 上 原 価		15,784,093
売 上 総 利 益		6,702,861
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,501,159
営 業 利 益		1,201,702
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7,716	
受 取 配 当 金	74,954	
そ の 他	58,479	141,150
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,615	
そ の 他	117,365	126,980
経 常 利 益		1,215,871
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	12,568	
保 険 差 益	695,365	
製 品 補 償 引 当 金 戻 入 益	393,484	1,101,418
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	49,808	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	48,247	
訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額	25,000	
火 災 関 連 損 失	860,043	983,100
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,334,189
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	117,193	
法 人 税 等 調 整 額	362,218	479,412
当 期 純 利 益		854,777
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		854,777

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

その他の注記事項は、連結注記表に記載しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2019年4月1日残高	2,449,000	1,470,572	7,737,091	△260,103	11,396,560
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△114,032		△114,032
親会社株主に帰属する当期純利益			854,777		854,777
自己株式の取得				△199	△199
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	740,745	△199	740,545
2020年3月31日残高	2,449,000	1,470,572	8,477,837	△260,303	12,137,105

項目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 産 計	
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 再 評 価 差 額	地 価 金	為 替 換 算 勘 定 調 整 額	退 職 給 付 金 等 累 計 調 整 額		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計
2019年4月1日残高	762,129	3,142,030		277,250	△154,107	4,027,302	15,423,862
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△114,032
親会社株主に帰属する当期純利益							854,777
自己株式の取得							△199
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△272,043		-	1,144	27,753	△243,144	△243,144
連結会計年度中の変動額合計	△272,043		-	1,144	27,753	△243,144	497,400
2020年3月31日残高	490,085	3,142,030		278,395	△126,353	3,784,157	15,921,263

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

その他の注記事項は、連結注記表に記載しております。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数及び名称 4社 (株)ノザワ商事、(株)ノザワトレーディング、野澤貿易(上海)有限公司、野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司)

- ② 非連結子会社 該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社2社の決算日は12月31日であり、連結決算日との差異が3ヶ月を超えないため、当該事業年度に係る財務諸表を基礎として連結計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券……時価のあるもの

連結会計年度末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

……移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

未成工事支出金……個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

……………建物、2016年4月1日以降に取得した構築物及び埼玉工場以外の資産については定率法を採用しております。なお建物、2016年4月1日以降に取得した構築物及び埼玉工場の資産については定額法を採用しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

……………定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

- リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
- 長期前払費用……………均等償却を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して計上しております。
- 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- 訴訟損失引当金……………訴訟に対する損失に備えるため、係争中の案件に対し、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。
- 製品補償引当金……………当社製品に関する改修費用等の対応費用の発生に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
- 火災関連損失引当金……………火災に起因する将来の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
- (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。
- ② 収益及び費用の計上基準……………完成工事高の計上基準
- 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- ③ 退職給付に係る会計処理の方法……………退職給付見込額の期間帰属方法
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ……………数理計算上の差異の費用処理方法
- 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- ④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準……………外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (6) 追加情報
- 当社グループは、新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の広がり方や収束時期等に関して不確実性が高いため、現時点で入手可能な情報をもとに会計上の見積もりを行っております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 18,287,419千円

(2) 担保に供している資産及び対応する債務

① 担保に供している資産

(i)工場財団

建物及び構築物	1,036,782千円
機械装置及び運搬具	1,502,494千円
土地	5,507,920千円
小計	8,047,197千円

(ii)その他

投資有価証券	138,307千円
小計	138,307千円

② 担保に係る債務

(i)工場財団の資産は、銀行取引に係る根抵当権が設定されておりますが、当連結会計年度末現在対応する債務はありません。

(ii)支払手形及び買掛金 128,821千円

(3) 偶発債務

① 2007年10月1日付で石綿健康障害による労災認定者であり当社グループの事業活動と直接因果関係が認められるものに対する補償制度を導入したことから、将来当該制度に基づき補償負担が発生する可能性があります。

② 2019年5月10日に当社埼玉工場において火災が発生したため、特別損失に火災関連損失860,043千円を計上しておりますが、追加で費用が発生し、連結業績に影響が生じる可能性があります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数 普通株式 12,075,000株
 (2) 当連結会計年度末における自己株式の種類及び総数 普通株式 672,053株
 (3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	114,032千円	10円	2019年 3月31日	2019年 6月28日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
 2020年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議いたします。

付議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	285,073千円	25円	2020年 3月31日	2020年 6月29日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要に応じて銀行等からの借入により資金調達を行う方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差額
① 現金及び預金	4,786,404	4,786,404	—
② 受取手形及び売掛金	4,659,528	4,659,528	—
③ 投資有価証券			
その他有価証券	2,071,400	2,071,400	—
④ 支払手形及び買掛金	(3,483,167)	(3,483,167)	—
⑤ 長期借入金	(245,000)	(245,000)	—

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金、並びに② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④ 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額36,226千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産については、賃貸等不動産の連結決算日における時価を基礎とした金額が、当該時価を基礎とした総資産との比較において重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,396円24銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 74円96銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記事項に関する注記

(1) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日 公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日 公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日 公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法及び同施行令第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,452,159千円

2,920,853千円

- (2) 手形流動化に伴う裏書譲渡高
(3) 火災関連損失

2019年5月10日に当社埼玉工場で発生した火災に起因する損失であり、主として製品納入遅延等に関する損失を計上しております。なお、このなかには、火災関連損失引当金繰入額331,786千円を含んでおります。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(9,970,902)	流動負債	(5,483,798)
現金及び預金	4,452,120	支払手形	1,526,143
受取手形	1,198,191	買掛金	1,890,289
商品及び製品	2,632,569	関係会社短期借入金	701,155
仕掛品	694,203	リース負債	7,456
材料及び貯蔵品	9,289	未払費用	160,527
原材料及び工支	82,598	未払法人税等	339,004
前払費用	16,160	賞与引当金	37,070
未収金	145,164	設備関係支払手形	244,000
倒引当金	704,591	製品補償引当金	117,066
	37,013	火災関連損失引当金	85,750
	△1,000	その他	331,786
固定資産	(14,130,077)	固定負債	(3,795,982)
(有形固定資産)	(10,448,569)	リース負債	12,704
建物	1,958,004	再評価に係る繰延税金負債	1,466,739
構築物	122,930	退職給付引当金	1,826,613
機械及び装置	1,515,485	受入保証金	370,568
車両運搬具	20,340	訴訟損失引当金	56,500
工具、器具及び備品	279,634	資産除去負債	13,886
土地	6,473,480	その他	48,970
建物	18,990	負債合計	9,279,780
(無形固定資産)	(59,703)		
電話加入権	(16,393)	(純資産の部)	
ソフトウェア	7,990	株主資本	(11,205,388)
その他の資産	8,087	資本金	2,449,000
(投資その他の資産)	315	資本剰余金	1,190,882
投資有価証券	(3,665,114)	資本準備金	612,250
関係会社株	2,042,453	その他資本剰余金	578,632
出資	40,000	利益剰余金	7,920,633
従業員に対する長期貸付金	20	その他利益剰余金	7,920,633
関係会社貸付金	2,796	固定資産圧縮積立金	340,012
破産更生債権等	255,000	繰越利益剰余金	7,580,620
長期前払費用	28,550	自己株	△355,127
差入保証金	35,362	評価・換算差額等	(3,615,811)
保険積立金	295,569	その他有価証券評価差額金	473,780
繰延税金資産	256,808	土地再評価差額金	3,142,030
倒引当金	872,226	純資産合計	14,821,199
	△163,672	負債純資産合計	24,100,980
資産合計	24,100,980		

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

その他の注記事項は、個別注記表に記載しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	18,458,451
売上原価	12,346,529
売上総利益	6,111,921
販売費及び一般管理費	5,102,985
営業利益	1,008,935
営業外収益	
受取利息	6,669
受取配当金	72,920
その他の	60,616
営業外費用	
支払利息	15,209
その他の	156,964
経常利益	976,968
特別利益	
投資有価証券売却益	12,568
保険差益	695,365
製品補償引当金戻入益	393,484
特別損失	
固定資産除却損	49,808
投資有価証券評価損	48,247
訴訟損失引当金繰入額	25,000
火災関連損失	860,043
税引前当期純利益	1,095,286
法人税、住民税及び事業税	15,283
法人税等調整額	365,669
当期純利益	714,334

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

その他の注記事項は、個別注記表に記載しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本						株主資本計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	その他利益剰余金			
				固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金		
2019年4月1日残高	2,449,000	612,250	578,632	-	7,320,331	△354,927	10,605,286
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△114,032		△114,032
固定資産圧縮積立金の積立				353,264	△353,264		-
固定資産圧縮積立金の取崩				△13,251	13,251		-
当期純利益					714,334		714,334
自己株式の取得						△199	△199
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	340,012	260,288	△199	600,101
2020年3月31日残高	2,449,000	612,250	578,632	340,012	7,580,620	△355,127	11,205,388

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
2019年4月1日残高	735,203	3,142,030	3,877,233	14,482,520
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△114,032
固定資産圧縮積立金の積立				-
固定資産圧縮積立金の取崩				-
当期純利益				714,334
自己株式の取得				△199
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△261,422	-	△261,422	△261,422
事業年度中の変動額合計	△261,422	-	△261,422	338,679
2020年3月31日残高	473,780	3,142,030	3,615,811	14,821,199

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

その他の注記事項は、個別注記表に記載しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券……………時価のあるもの

当事業年度末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

未成工事支出金

……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……………建物、2016年4月1日以降に取得した構築物及び埼玉工場以外の資産については定率法を採用しております。なお建物、2016年4月1日以降に取得した構築物及び埼玉工場の資産については定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

……………定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

長期前払費用……………均等償却を採用しております。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(3) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して計上しております。
- 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。
- 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。
- 訴訟損失引当金……………訴訟に対する損失に備えるため、係争中の案件に対し、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。
- 製品補償引当金……………当社製品に関する改修費用等の対応費用の発生に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
- 火災関連損失引当金……………火災に起因する将来の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための重要な事項

- ① 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。
- ② 収益及び費用の計上基準……………完成工事高の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- ③ 退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(5) 追加情報

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の広がり方や収束時期等に関して不確実性が高いため、現時点で入手可能な情報をもとに会計上の見積もりを行っております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		17,837,250千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
① 短期金銭債権		
受取手形		251,196千円
売掛金		160,633千円
② 短期金銭債務		
支払手形		247,659千円
買掛金		7,990千円
(3) 担保に供している資産及び対応する債務		
① 担保に供している資産		
(i) 工場財団		
建物		917,574千円
構築物		119,208千円
機械及び装置		1,502,494千円
土地		5,507,920千円
小計		8,047,197千円
(ii) その他		
投資有価証券		138,307千円
小計		138,307千円
② 担保に係る債務		
(i) 工場財団の資産は、銀行取引に係る根抵当権が設定されておりますが、当事業年度末現在対応する債務はありません。		
(ii) 支払手形		82,227千円
買掛金		46,594千円
(4) 保証債務		
関係会社の仕入債務に対する債務保証		
(株)ノザワ商事		84,019千円
(5) 圧縮記帳		
固定資産圧縮積立金は、法人税法に基づいて計上したものであります。		

(6) 偶発債務

- ① 2007年10月1日付で石綿健康障害による労災認定者であり当社の事業活動と直接因果関係が認められるものに対する補償制度を導入したことから、将来当該制度に基づき補償負担が発生する可能性があります。
- ② 2019年5月10日に当社埼玉工場において火災が発生したため、特別損失に火災関連損失860,043千円を計上しておりますが、追加で費用が発生し、業績に影響が生じる可能性があります。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

売上高 814,925千円

仕入高 39,580千円

② 営業取引以外の取引高 34,488千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び総数 普通株式 672,053株

6. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産・繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金	74,615千円
投資有価証券評価損否認	1,382千円
退職給付引当金等	558,578千円
貸倒引当金繰入限度超過額	50,356千円
製品補償引当金	85,197千円
火災関連損失引当金	101,464千円
ゴルフ会員権評価損否認	2,163千円
未払費用等否認	74,292千円
減損損失	24,322千円
役員退職慰労金	14,975千円
未払事業税	6,633千円
関係会社出資金評価損	164,520千円
税務上の繰越欠損金	329,811千円
その他	28,570千円
繰延税金資産小計	1,516,884千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	－千円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△285,962千円
繰延税金資産合計	1,230,921千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	208,703千円
資産除去債務	213千円
固定資産圧縮積立金	149,777千円
繰延税金負債合計	358,694千円
繰延税金資産純額	872,226千円

(2)再評価に係る繰延税金負債の内訳

(繰延税金資産)	
土地の再評価に係る繰延税金資産	57,377千円
評価性引当額	△57,377千円
土地の再評価に係る繰延税金資産合計	－千円
(繰延税金負債)	
土地の再評価に係る繰延税金負債	1,466,739千円
土地の再評価に係る繰延税金負債純額	1,466,739千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

名 称	議決権等の所有割合(%)	議決権等の被所有割合(%)	取引の内容	取引金額(千円)	取引条件及び取引条件の決定方針	科 目	期末残高(千円)
株式会社ノザワ商事	100	—	商品及び製品の売	804,285	注1・2・3	受取手形 売掛金	251,196 160,633
			工事の発原の 材料及び料 材仕入	2,527	注1・2・3	支払手形 買掛金	247,659 132
			保証債務	84,019	注4	—	—
			事務所の貸	4,140	注1・2	—	—
野澤積水好施新型建材(瀋陽)有限公司	51	—	受取利息	6,548	注1	関係会社 長期貸付金	255,000

注1. 一般的な取引条件を勘案して合理的に決定しております。

注2. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

注3. 期末残高には消費税等が含まれております。

注4. 当社は、子会社の仕入債務に対して、債務保証を行っております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,299円77銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 62円64銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記に関する事項

(1) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日 公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日 公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日 公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法及び同施行令第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△2,452,159千円

2,920,853千円

(2) 手形流動化に伴う裏書譲渡高

(3) 火災関連損失

2019年5月10日に当社埼玉工場で発生した火災に起因する損失であり、主として製品納入遅延等に関する損失を計上しております。なお、このなかには、火災関連損失引当金繰入額331,786千円を含んでおります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月28日

株式会社ノザワ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石田博信^④
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 入山友作^④
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノザワの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノザワ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月28日

株式会社ノザワ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石田博信^④
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 入山友作^④
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノザワの2019年4月1日から2020年3月31日までの第160期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第160期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月1日

株式会社 ノザワ 監査役会

常勤監査役 松 永 豊 ㊟

社外監査役 吉 田 眞 明 ㊟

社外監査役 檀 上 秀 逸 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境、将来の事業展開に備えた内部留保、安定的な配当の維持等を勘案し行うこととしております。

当期末配当につきましては、1株につき25円とさせていただきますたく存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金25円 総額 285,073,675円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第2号議案 取締役1名選任の件

経営陣の強化を図るため、取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
邑橋将男 (1957年11月4日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">新任</div>	1983年4月 当社入社 2004年4月 当社開発部長 2009年4月 当社技術本部副本部長 2011年3月 当社海外事業部長（現任） 2012年4月 野澤貿易（上海）有限公司董事長（現任） 2019年4月 当社理事特別リスク対策部長 2020年3月 当社理事品質保証本部副本部長（現任） 当社リスク対策部長（現任）	2,500 株
(取締役候補者とした理由) 邑橋将男氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり研究開発部門及び海外部門を指揮し当社グループにおける豊富な経験に基づき、取締役としての役割を果たすことができると判断したためであります。		

(注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 新たに選任される取締役の任期は、当社定款規定により2021年3月期に関する定時株主総会終結の時までとなります。

第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2020年5月28日開催の取締役会において、当社が2017年6月29日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「現プラン」といいます。）を継続することを決議いたしました。つきましては本定時株主総会において株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

現プランの有効期間は本定時株主総会終結の時までであることから、当社では、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めその在り方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や2008年6月30日に企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容等を踏まえ、株主の皆様のご賛同を得ることを条件として、継続することにつき議案として付議することを決定したものであります（以下、継続後の「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」を「本プラン」といいます。）。本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけた場合には、ご承認をいただいたときから、2023年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までといたします。

なお、取締役会決議に先立ち、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が、本プランは当社株式等の大規模買付行為に関する対応策として相当と判断される旨の意見を表明しております。

記

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する取組みについて

1. 当社の事業活動

当社は、1897年8月神戸市において初代野澤幸三郎が野澤幸三郎商店を構え、染色のための洋藍染料などを輸入したことに始まります。1906年に外国産スレート板の輸入を開始し1913年スレート製造業に転換するとともに会社組織に変更、以来セメント建材一筋に歩み、2017年創業120周年を迎えることができました。

当社は、建材のパイオニアを志し、当初の石綿盤、ロココ瓦、波形スレート、フレキシブルシート、セメント、生コン、住宅用ボード、押出成形セメント板「アスロック」等を次々に開発、発売し、当時の常識を打ち破る画期的な商品を生み出してまいりました。

1970年日本で初めて量産化に成功した押出成形セメント板「アスロック」は、発売以来トップシェアを維持しており、「アスロック」といえば押出成形セメント板の代名詞になっております。

2. 当社の中長期的な経営基本戦略等

当社の目標としております企業像は下記の通りです。

- ① 建設部材、システム分野での開発型企業を目指し、建築・住宅・土木の3市場での安定的な商品供給による強固な経営基盤を持つ企業
- ② 技術力を背景とした差別化（品質・納期・コストの絶対的優位性）を推進するオンリーワン企業
- ③ 環境保全を主眼においた次世代の事業を模索し、人々にやすらぎと安心を提供し、社会への貢献を企業の発展と考える企業

これらを実現するため、「安全第一、法令遵守、人権尊重、環境保全」の基本原則を大前提に、当社の経営の2本柱である中長期計画、NNPS（ノザワ・ニュー・プロダクション・システム）改善活動を着実に実行することによって、当社のもつ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を継続、発展させ、当社及び当社グループ会社の企業価値及び株主共同の利益の向上に繋げられるものと考えております。

輸入業から始まった当社は、1世紀以上にわたって画期的な商品を次々と世に送り出してまいりました。これからも「やすらぎと安心の創造」をコンセプトに建材のリーディングカンパニーとして快適な都市づくりの実現に向け、果てしない挑戦を続けてまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰ.に記載の基本方針に沿って導入されたものであり、当社株式等の大規模買付行為を行うとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行うとする者との交渉の機会を確保することを目的としております。

2. 本プランの概要

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行うとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行うとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行うとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規定（その概要については別紙1をご参照下さい。）に従って、当社社外取締役、当社社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）を組成し、当社取締役会は、対抗措置の発動等に当たっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の3氏が就任する予定です。

また、2020年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」に記載の通りです。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

3. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付等

本プランは以下の（i）または（ii）に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

（i）当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け

（ii）当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下（ii）において同じとします。

5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

- (イ) 氏名または名称及び住所または所在地
- (ロ) 代表者の役職及び氏名
- (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (ニ) 大株主または大口出資者(所有株式または出資割合上位10名)の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び「意向表明書」提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）

③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日⁹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に日本語で提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会及び独立委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

⁸ 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

⁹ 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

ただし、買付者等からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間の上限を「意向表明書」の受領日の翌日から起算して60日以内に限定し、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で直ちに「取締役会評価期間」(④にて後述します。)を開始するものとします。(ただし、買付者等から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります。)

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ(共同保有者¹⁰、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。)
- (ii) 大規模買付等の目的(「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細)、方法及び内容(経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。)
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。)
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め(以下「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容

¹⁰ 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

(viii) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

(ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

(x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち、株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会及び独立委員会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後または情報提供期間終了後、その翌日を開始日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)または(ii)の期間(いずれも初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定し、開示いたします。

(i) 対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大で60日間

(ii) その他の大規模買付等の場合には最大で90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合にのみ延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。その際、必要に応じて追加の情報を買付者等に求めることがあります。

当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、当社取締役会から本必要情報を速やかに受領したうえ、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非または株主意思を確認すべき旨の勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の（i）ないし（iii）に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

- （i）買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合若しくは買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、若しくは、買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

なお、別紙4-1に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められることとします。

- （ii）買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を損なうおそれがある場合

独立委員会は、上記（i）に該当しない場合であっても、買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を損なうおそれがあるものと認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の意思を確認すべき旨を勧告するものとします。

なお、別紙4-2に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を損なうおそれがあるものと認められることとします。

- （iii）買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと認められる場合

独立委員会は、上記（i）及び（ii）に定める場合を除き、当社取締役会に対して対抗措置の不発動の勧告を行うものとします。

⑥ 株主意思の確認

独立委員会が、上記⑤（ii）に従い、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の意思を確認すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、当社取締役会は、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択し実施するものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。

株主意思の確認を行う場合またはその確認を行う可能性がある場合には、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定めます。株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主とし、投票権は議決権1個につき1個とします。

投票基準日は、関係法令及び証券保管振替機構による株主確定に必要な日数から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行うものとします。当社取締役会は、株主意思の確認を行う方法について、株主意思確認総会または書面投票のいずれによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。株主意思確認総会または書面投票における投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準ずるものとし賛否を決するものとします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会または書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

⑦ 取締役会の決議

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、または⑥に定める株主意思確認総会または書面投票の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに、相当と認める範囲内での対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

⑧ 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記⑦の手續きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、（i）買付者等が大規模買付等を中止した場合または（ii）対抗措置を発動するかどうかの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、または勧告の有無若しくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止の決議を行うものとしします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

⑨ 大規模買付等の開始

買付者等は、上記①から⑦に規定する手續きを遵守・承諾するものとして、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとしします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1) ⑦に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととしします。本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1) ⑧に記載の通り、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1) ⑧に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとしします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、本プランの有効期間は、2023年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本定時株主総会で承認が得られた場合においても、本プランの有効期間満了前に当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要な場合は、株主総会の承認の趣旨の範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示いたします。

4. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続導入されていること

本プランは、上記1. に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断するために必要な情報や期間を確保し、あるいは当社取締役会が代替案を提示したり、株主の皆様のために買付者等と交渉したりすること等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社の本定時株主総会において、株主の皆様のご賛同を得たうえで継続するものです。また、上記3. (3)に記載した通り、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3. (1)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3. (3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記3. (1) に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3. (1) ⑧に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法、及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認下さい。

以 上

独立委員会規定の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員会の委員（以下、「独立委員」）は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1) 社外取締役、(2) 社外監査役または(3) 社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の日または別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非、または株主意思を確認すべき旨
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止または発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行にあたり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員候補者の氏名及び略歴

吉田 眞明（よしだ まさあき）

1948年10月7日生
 1973年4月 大阪国税局入局
 2002年7月 水口税務署長
 2007年7月 姫路税務署長
 2008年9月 税理士事務所開業（現職）
 2011年5月 当社独立委員会委員（現任）
 2011年6月 当社社外監査役（現任）

羽尾 良三（はお りょうぞう）

1947年6月23日生
 1974年4月 弁護士登録（山田作之助法律事務所所属）
 1988年度 神戸弁護士会（現：兵庫県弁護士会）副会長
 1996年4月 江戸町法律事務所開設（現職）
 2004年4月 甲南大学法科大学院教授（労働法）
 2008年6月 当社独立委員会委員（現任）
 2011年6月 当社社外監査役
 2015年6月 当社社外取締役（現任）

小鹿 彦太（こしか ひこた）

1955年2月8日生
 1978年4月 (株)太陽神戸銀行（現：(株)三井住友銀行）入行
 2008年4月 (株)三井住友銀行執行役員神戸法人営業本部長
 2010年5月 銀泉(株)専務執行役員
 2015年6月 同社代表取締役兼専務執行役員
 2016年4月 神戸土地建物(株)顧問
 2017年6月 同社代表取締役社長
 2019年6月 当社社外取締役（現任）
 2019年6月 当社独立委員会委員（現任）

- ※ 当社は、独立委員会委員候補者 吉田眞明氏、羽尾良三氏及び小鹿彦太氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
- ※ 吉田眞明氏は、会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。
- ※ 羽尾良三氏、小鹿彦太氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。
- ※ 上記3氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

以上

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

当社の大株主の株式保有状況

(1) 株式に関する事項（2020年3月31日現在）

① 発行可能株式総数	30,000,000株
② 発行済株式の総数	12,075,000株
③ 株主数	3,142名

(2) 大株主の状況（上位10位）

株 主 名	持 株 数（株）	持 株 比 率（％）
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	567,750	4.97
神 栄 株 式 会 社	486,500	4.26
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	436,496	3.82
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	398,496	3.49
C B C 株 式 会 社	301,500	2.64
日 工 株 式 会 社	284,000	2.49
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 株 式 会 社	262,500	2.30
株 式 会 社 ト ク ヤ マ	262,500	2.30
ノ ザ ワ 取 引 先 持 株 会	253,300	2.22
ノ ザ ワ 従 業 員 持 株 会	247,324	2.16

(注) 持株比率は自己株式（672,053株）を控除して計算しております。

以 上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合。
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っている場合。
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っている場合。
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは係る一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っている場合。
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合。

以 上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれがあると認められる類型

1. 買付者の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。））、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なおそれがあると判断される場合。
2. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上を妨げるおそれがあると判断される場合。

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）の2倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式を除きます。）1株につき2個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者¹¹、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者¹²、(4) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5) これら(1) から(4) までの者から本新株予約権を当社取締役会承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、または、(6) これら(1) から(5) までに該当する者の関連者¹³ (これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。) は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間の別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社は、当社取締役会が、対抗措置の発動の停止を行った場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

¹¹ 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹² 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。

¹³ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

事業報告

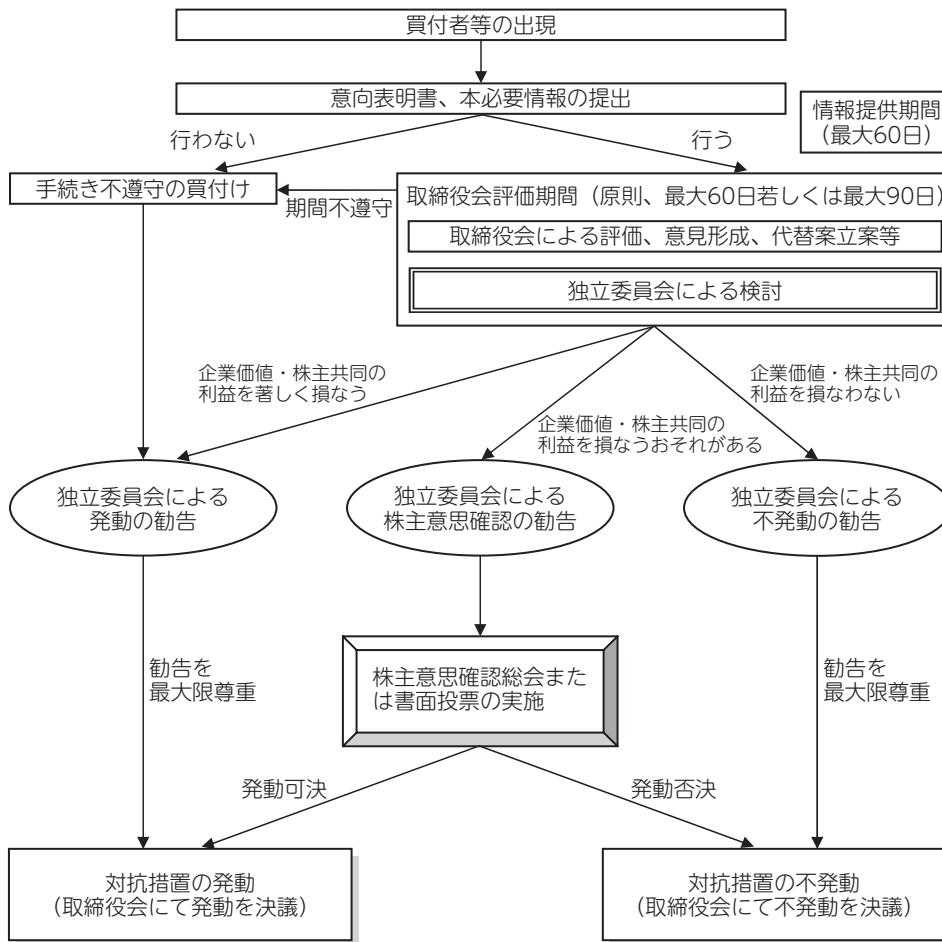
連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

本プランの手続きに関するフロー図



※ このスキーム図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照ください。

以上

メ 毛 欄

A series of horizontal dashed lines for writing.

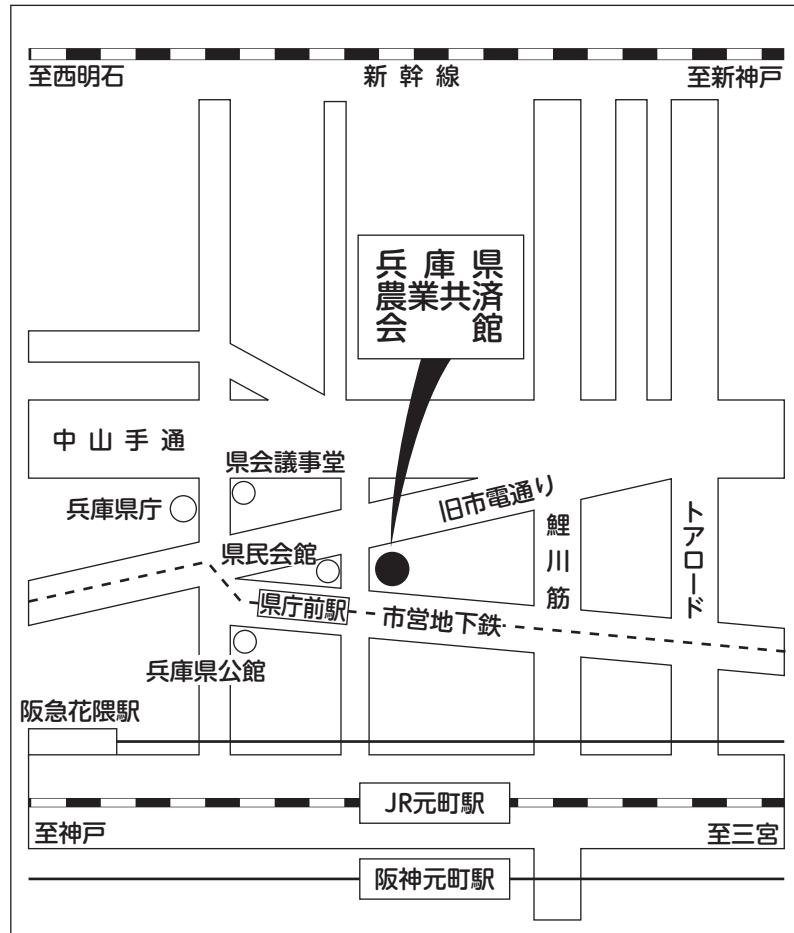
株主総会会場ご案内図

会場

神戸市中央区下山手通4丁目15番3号
兵庫県農業共済会館 4階会議室
電話 (078) 332 - 7165

交通

市営地下鉄県庁前駅東出口②すぐ
JR・阪神元町駅東口より山側徒歩6分



- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる予定としておりますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。
- ・体調不良と思われる株主様の入場をお断りする場合がございます。
- ・株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数が確保できず、ご着席いただけない場合がございます。
- ・開催・運営に関して大きな変化が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.nozawa-kobe.co.jp>) でお知らせしますので、必ずご確認くださいませ様よろしくお願い申し上げます。